

第4回仮称登別市手話言語条例検討委員会議事録要旨

◆日 時：平成27年8月10日（月） 18:00～19:15

◆場 所：登別市役所第1委員会室

◆出席委員

氏 名	推薦団体等	所属・役職	備考
高橋 芳恵	登別市障害者地域自立支援協議会	登別市総合相談支援センター e n センター長	委員長
山田 隆	登別聴覚障がい者協会	登別聴覚障がい者協会会長	副委員長
高橋 邦昌	登別聴覚障がい者協会	登別聴覚障がい者協会副会長	
今 順子	登別身体障害者福祉協会	登別身体障害者福祉協会会長	
伊藤 千春	登別身体障害者福祉協会	登別身体障害者福祉協会会員	
坂元 秀行	登別手話の会	登別手話の会会長	
須田 暁子	室蘭手話通訳問題研究会	室蘭手話通訳問題研究会会長	
馬場 由香利	室蘭手話通訳問題研究会	室蘭手話通訳問題研究会事務局	

◆欠席委員

氏 名	推薦団体等	所属・役職	備考
高橋 照代	登別手話の会	登別手話の会事務局長	

◆事務局

氏 名	職 名
平田 雅樹	登別市保健福祉部障害福祉グループ総括主幹
木田 元樹	登別市保健福祉部障害福祉グループ主査
坂上 竜也	登別市保健福祉部障害福祉グループ担当員

○開会

○協議事項

【委員長】

- ・協議事項1、条例素案について、皆さんから事前に提出していただいた案に基づいて進めていきたい。事務局から説明願いたい。

【事務局】

- ・事務局のほうでも、素案2というものをつくってみた。これは前回の第3回検討委員会で皆さんからいただいた意見などを参考に修正したもので、これは、各委員から事前に出していただいた条例の修正案を見る前につくったものである。

- ・これを見ていただければわかると思うが、皆さんから出された案については、だいたい網羅されていると思う。
- ・事務局でつくった案と、委員の皆さんから出していただいた案をそれぞれ見ながら進めていきたい。
- ・まず、1人目の案を見ていただきたい。目的として、「耳の不自由な人が暮らしやすい地域社会を実現する」とされている。この目的については、事務局でつくった素案の前文や第1条の目的に含まれていると思う。
- ・ただ、使っている言葉が、音声の聞き取りが困難な人や手話を必要とする人と表現しているが、意味としては同じ内容である。
- ・次に、手話の意義ということで、「手話はろう者が自ら生活を営むために使用している独自の言語であって豊かな人間性を育み、知的かつ心豊かな生活を送るために必要な手段であることを理解するもの」とされている。
- ・一方、事務局案の2ページ目で、第3回検討委員会するときにはなかった「手話の意義」という項目を新たに追加しており、たまたま委員と同じ「手話の意義」を事務局としても入れている。
- ・表現的な部分では違うが、委員はろう者という言葉を使っているが、事務局では音声の聞き取りが困難な人と表現している。
- ・事務局のほうでは、手話は言語であることを理解しなければならないとしているが、委員は、手話はろう者が自ら生活を営むために使用している独自の言語とか、知的かつ心豊かな生活を送るために必要な手段であると表現している。
- ・これは、事務局案で新たに追加した第2条と前文の中で同じような意味で表現しているので、委員の案の意味が含まれていると思う。
- ・次に、委員から出されているろう者等による普及等については、大きくとらえると、事務局案の3ページの市民の役割というところで、市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする」と表現している。
- ・ここでいう市民とは、手話を必要とする人、いわゆるろう者やろう者以外の人も含んでいる。
- ・委員の案では、ろう者及びろう者の団体ということで、あえてろう者の役割的な内容が必要かどうかというところが議論になるのではと考えている。
- ・続いて、2人目の案を見ていただきたい。一つ目に、市内に暮らしているろう者と会う機会は少なく、コミュニケーションや交流は難しいが、言語の一つとして手話を学び身につけようと表現している。
- ・ここについては、事務局案の第6条に、条例をつくって手話の普及啓発を進めていくに当たってどういったことをやるかを定める部分になっている。
- ・条例の中にこういった表現を入れるのではなく、新たにつくることとしている推進方針の中でこういった表現を含めてはどうかと考えている。
- ・次に、まちとろう者との関係は、手話の理解と広がりをもってつくられるとなっている。
- ・これについては、前文、第1条と、事務局で新たに追加した第3条の中に意味合い的

には含まれているのではと考えている。

- ・次に、手話を使う市民や観光客が手話を使いやすいまちづくりが目標となっているが事務局の前文に、「私たちのまち登別市は、自然豊かなまちであり、多くの人を訪れる源泉豊富な湯のまちでもあります。このまちで暮らす人やこのまちを訪れる人が、自分の使いやすい言語を気兼ねなく使える環境にしていくことは市の責務であり」と表現している。
- ・そのため、手話を使う市民や観光客が手話を使いやすいまちづくりが目標の部分は、文章としては違うが前文に入っていると理解していただければと思う。
- ・次に、ろう者やろう者じゃない人も同じ市民。ろう者の言語である手話を自由に使いやすい社会を目指そうと表現しているが、これについては、前文と第1条、新たに追加した第3条に含まれていると思う。
- ・次に、3人目の案を見ていただきたい。前文の「人類の発展に大きく寄与してきました」と「視覚的に」という部分がわかりづらいという意見だったので、これについては、わかりやすく前文を修正している。
- ・見え消しされている「手話が、障がい者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置づけられたことから、手話の使いやすい環境を構築することは市の責務であります。」の部分は、後ろのほうに記載されているのでいらないのではという意見だったので、事務局でも重複しないように、前文を修正している。
- ・次に、4人目の案を見ていただきたい。注釈の部分に、手話はろうあ者だけではなくろうあ者と触れ合う全ての人にとっても必要な言語です。ゆえに、手話言語条例はろうあ者のためだけではなく、ろうあ者と触れ合う機会のある全ての人を対象にしているということを強調したいと思い文章を考えたとしている。
- ・また、登別らしさを出す意味で、観光都市として市外から訪れるろうあ者に対してもやさしい登別市になるように、「市民のみならず」の部分を入れたという案になっている。
- ・観光都市としての部分については、先ほどの2人目の案に対する回答と同じになると思う。
- ・また、全ての人を対象にしているということを強調したいということで、これについては、基本的には全ての市民が対象と考えているが、ここは、解説の中でそういう内容を入れてはどうかと考えている。
- ・続いて、5人目と6人目の案を見ていただきたい。前文については、かなりあっさりとした書き方になっていると思う。
- ・事務局としては、内容的には良いが、言語とはとか手話とはという説明があったほうがわかりやすいのではと感じている。
- ・手話は、ろうあ者の方が大切に育んできたんだという部分を入れたほうが良いのではと考えている。
- ・次に、目的のところ、「自立」の表現を省いている。これは、前回の事務局案の目的に、「手話により自立した日常生活を営み」という部分があったが、「安心して暮らすことができる社会の実現を目指すことを目的とする」に修正したので、これで意味

は通じると思い、同じように「自立」の表現を省いた。

- ・次に、事務局案の最後のところで、前回の検討項目として、条例の施行状況についての検討を盛り込むかどうかというところでご意見があった。
- ・事務局としては、社会情勢の変化に基づき、条例改正が必要になったときは、条例を改正する。
- ・条例の目的を達成させるために、第4条で市の責務として、必要な施策を推進することや、手話を使用する市民党の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを規定している。
- ・市が別に定める、障がい者に関する計画等との調和が保たれたものでなければならぬと規定しており、市では、平成27年度に「障がい者福祉計画」と「障がい福祉計画」を一本化しており、この計画は3年ごとに見直すとしている。
- ・市は、実施している事務事業を評価し公表する制度を毎年行っているので、条例の施行状況についての検討は、盛り込む必要はないと考えている。
- ・以上が事務局からの説明である。

【委員長】

- ・前文に対して意見があればいただきたい。

【事務局】

- ・資料の前文は、前回から修正した部分がわかりやすいように見え消しにしており、表情的には前回よりわかりやすくなっていると思う。
- ・観光客の部分にもここで触れているので、皆さんからの意見はある程度反映できていると思う。

【委員】

- ・事務局案でいいと思う。

【委員】

- ・この事務局案は、みんなの意見を盛り込んでつくったものと思っていたので、いいと思う。

【事務局】

- ・意味合い的には、皆さんからいただいた意見が入っていると思うが、1人目の案にあった「ろう者等による普及」のところで、あえてろう者の役割を入れるべきか、皆さんで議論していただきたい。
- ・全日本ろうあ連盟のモデル条例案には、市民の役割の中に、ろう者は市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとするとなっている。
- ・他市町の条例では、「市民は」のところに市民全員が含まれるので、ろう者の文言を

入れていないと思う。

- ・ろう者の文言を入れたほうがいいという意見が多ければ入れてもよいと思うが、「市民は」の中にろう者も含まれているということがわかりづらいようであれば、それを解説の中に入れるのも一つの方法と思う。

【委員】

- ・ろうあ者や聴覚障がい者という言葉にとらわれないほうがいいと思う。
- ・今までろうあ者だけが手話を使うと思っていたが、最近感じたのは、聞こえるけれど話ができない人も手話を使っていることがあるので、ろうあ者という言葉が合わなくなることもある。
- ・ろうあ者という言葉にこだわらないで、手話を必要とする人という表現のほうがいいのではないかと感じている。
- ・これに関連して、第2条の手話の意義のところ、音声の聞き取りが困難な人という表現があるが、聞こえるけれど言葉を発せないから手話を使う人がいることを考慮した表現に直していただければと思う。

【事務局】

- ・表現の仕方が難しいところがあるので、音声の聞き取りが困難な人などというふうに聞こえが悪い人だけではないという意味で、「など」を入れてもいいのではないかと思っている。
- ・ろうあ者の文言を入れるとしたら、第5条の解説の中に含めるようにするのはどうか。
- ・また、第5条の第2項として、手話を必要とする市民及び団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広げるため、普及啓発活動を行うよう努めるものとするという項目を加えるかのどちらかになると思うがどうか。
- ・ご意見としては、あえてろう者という言葉を入れなくても、市民の中に含まれるのであればいいのではないかという意見が出ている。

【委員長】

- ・「市民」に全ての人が含まれてくると思うので、あえてろうあ者と表現しなくてもいいと思う。

【委員】

- ・ろうあ者だけでなく難聴者もいるから、ろうあ者という言葉は入れなくてもいいと思う。

【委員長】

- ・解説の中に、市民の説明を詳しく載せるということによろしいか。

(「はい」との声あり。)

【事務局】

- ・新たに追加した事務局案の手話の意義と基本理念は、前回なかった項目なので、皆さんのご意見をお聞きしたい。

【委員】

- ・あったほうが良いと思うが、音声の聞き取りが困難な人の表現を前文と同じように修正する必要があると思う。

【委員長】

- ・第3条の音声言語を使用する市民という文言に違和感があり、差別的な感じがしてひっかかる。

【事務局】

- ・これに代わる良い表現が見つからなかった。手話を必要とする市民とするよりは、全ての市民とか市民のほうがすっきりするのか。

【委員】

- ・全ての市民のほうがすっきりしていると思う。

【委員】

- ・すっきりはするが、手話の意義として言語を強調するという意味では、手話を必要とする市民と音声言語を必要とする市民が対等であるということがわかるようにしてもよいのではないか。

【委員】

- ・手話の意義のところ、詳しく載せてもいいのではないか。

【委員長】

- ・このままだと、市民に手話を普及、浸透させていきたいのに、最初から手話と言語で市民が分かれているという印象を受けると思う。

【委員】

- ・基本理念のところではなくても、どこかで手話と音声言語は対等であることを触れてもいいのではないか。

【委員長】

- ・強調するとすれば、手話の意義のところ、言語の説明を加えると、前文に手話の説明があるので、より強調されるのではないか。

【委員】

- ・音声の聞き取りが困難な人より、聞こえにくい人という表現のほうがわかりやすいのではないか。

【委員】

- ・手話が必要な人と音声言語を使う人の二つの言葉が入ったほうが良いと思う。

【事務局】

- ・この場でいい案が思い浮かばないので、次回までに検討し提案したい。委員の皆さんのほうでも意見があればファクスで提出いただきたい。

【委員長】

- ・それでは次回の検討委員会までに、事務局で見え消しのないものと解説をつくり直したものをご用意いただきたい。
- ・ほかに意見がないようなので、本日の議事を終了する。

【事務局】

- ・次回は、8月24日の月曜日、午後6時から第1会議室で開催する。
- ・以上で、第4回仮称登別市手話言語条例検討委員会を終了する。